

# 長崎県優秀委託業務表彰実施要綱

## (目的)

第1条 この規約は、長崎県土木部が発注した建設コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務（以下、「設計業務」という。）について、優秀な成績で完成・完了したものを表彰することにより、履行した企業及び技術者の意欲を高め、技術力の更なる向上及び業務成果の品質確保を図ることを目的とする。

## (表彰の実施)

第2条 表彰は、委託業務を履行した企業及び管理技術者（以下、「技術者」という。）について、**土木部長表彰**を実施する。

## (表彰の対象)

第3条 県土木部が発注した設計業務のうち、第2条に規定する表彰の前年度（以下、「表彰対象年度」という。）に完成した設計業務で、長崎県委託業務等成績評定要領及び長崎県建築設計等委託業務成績評定要領に基づき評価された委託業務とする。

（ただし、特定建設関連業務委託共同企業体の場合、企業については、代表構成員及びその他の構成員とし、管理技術者については、代表構成員のみとする。）

2 表彰は、この要綱により行う審査、選定の表彰対象年度において、長崎県土木部優秀委託業務表彰事務処理要領（以下、「事務処理要領」という。）に定める基準により審査、選定するものとする。

## (選考委員会と受賞者の決定)

第4条 選考にあたっては選考委員会（以下、「委員会」という。）を置き、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会は、委員長が召集し主宰する。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上の出席を以て成立するものとする。
- 4 委員は、委員長の承認をもって代理の者を出席させることができる。
- 5 表彰の選考にあたっては、委員会が審議し委員長が決定する。

## (幹事会)

第5条 委員会には幹事会を置き、予備選考を行う。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、幹事長が召集し主宰する。
- 4 幹事会は、幹事の2分の1以上の出席を以て成立するものとする。
- 5 幹事は、幹事長の承認をもって代理の者を出席させることができる。
- 6 幹事長は、予備選考の結果を委員会に報告する。

(事務局)

第6条 事務局は、土木部建設企画課に置き、表彰に関する事務を行う。

2 事務局員は、土木部建設企画課の職員をもって構成する。

(選考基準)

第7条 表彰に関する選考基準を別表3に定める。

(表彰の取消)

第8条 表彰を受けた受託者の受賞者として別表4に示す不相当と認められる行為が、受賞した年度内に判明した場合は、表彰を取り消す。

(その他)

第9条 この表彰対象者は、他の機関・団体等における表彰制度等の顕彰者を排除するものではない。

附則(施工期日)

この要綱は、令和5年5月10日から施行する。

## 別表1

### (選考委員会の構成)

委員長： 土木部長

委員： 土木部技監、建設企画課長、都市政策課長、道路建設課長、道路維持課長、  
港湾課長、河川課長、砂防課長、建築課長、営繕課長

## 別表2

### (選考幹事会の構成)

幹事長： 建設企画課長

幹事： 建設企画課総括課長補佐、都市政策課総括課長補佐、道路建設課総括課長補佐、  
道路維持課総括課長補佐、港湾課総括課長補佐、河川課総括課長補佐、  
砂防課総括課長補佐、建築課総括課長補佐、営繕課総括課長補佐

## 別表3

### (選考基準)

- 1 表彰対象とする委託業務は、県内に本社を有する企業が履行した委託業務とする。  
なお、対象とする委託業務の受注者が共同企業体である場合、県内に本社を有する者が代表構成員である場合に限る。
- 2 当該委託業務成績評定点が80点以上の中から選定する。ただし表彰対象年度において、他の設計委託業務で委託業務成績評定点70点未満を受けた企業を除く。  
受注者が共同企業体の場合は、いずれかがこれに該当した場合。
- 3 次の各号のいずれかに該当する時は表彰の対象としない。
  - 一 長崎県土木部発注業務において、表彰対象年度に次の事故を起こした企業の実施した委託業務。
    - ・休業4日以上業務関係者事故
    - ・受注者に責のある、業務に起因する重大な公衆災害事故
  - 二 長崎県土木部発注業務において、表彰対象年度に修補又は履行の追完、損害賠償がある場合。
  - 三 長崎県発注業務において、当該企業が労働災害に係る法令違反の文書（所轄労働基準監督署からの是正勧告書、使用停止命令書等）を、表彰対象年度に受けている場合。
  - 四 表彰対象年度から表彰式開催日までの間に、長崎県が発注する業務等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領に基づく指名停止措置処分を受けた場合。
  - 五 表彰対象年度から表彰式開催日までの間に、過去に完了した長崎県土木部発注の業務で、成果品に重大な誤りが判明した場合。  
なお、管理技術者においては、当時の所属企業から変わっている場合、新たな企業で実施した業務については、管理技術者のみを表彰の対象としない。
  - 六 その他表彰することがふさわしくないと判断される事象等があった場合。

#### 別表4

##### (表彰の取消)

表彰を受けた受託者の受賞者として次に示す不相当と認められる行為が、受賞した年度内に判明した場合は、表彰を取り消す。

1. 当該受注者の関係者が贈収賄等により逮捕または起訴された。
2. 建設業法に違反する事例が判明した。
3. 独占禁止法に違反する事例が判明した。
4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
5. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
6. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
7. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為が判明した。
8. 受賞業者の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟、暴力団関係者がいることが判明した。
9. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っていた事実が判明した。
10. 安全管理が不適切であったため、死亡者を生じさせた関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
11. 当該業務に係る修補及び履行の追完により委託成績評定の再評定を行った場合、または損害賠償が実施されたとき。
12. 過去に完了した長崎県土木部発注の業務で、成果品に重大な誤りが判明した場合。  
なお、管理技術者においては、表彰時の所属企業から変わっている場合であっても取り消しの対象とする。
13. その他表彰するにふさわしくない行為が判明した場合。